

神戸市公立大学法人業務方法書

2007年4月1日

第1章 目的等

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び神戸市公立大学法人の業務運営等に関する規則（平成19年3月規則第94号）第4条の規定に基づき、神戸市公立大学法人（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務執行の基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な執行に努めるものとする。

第2章 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(内部統制に関する基本事項)

第3条 法人は、役員（監事を除く。以下同じ。）の職務の執行が法その他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備し、継続的にその見直しを図るとともに、役員及び職員（以下「役職員」という。）へ周知し、研修を実施し、及び必要な情報システムの更新等適切な運用に努めるものとする。

第3条の2 法人は、内部統制システムに関する事務を統括する役職員その他の内部統制システムの整備の推進のための体制について定めるものとする。

2 法人は、前項の体制に基づき、法人の監査、情報収集等を行うため、必要な例規を整備するものとする。

3 内部統制システムに関する事務を統括する役職員は、定期的に連絡を行い、内部統制システムに関する事務を統括する役員に対し、定期的に必要な報告を行うものとする。

(役職員の業務の適正化に関する措置)

第3条の3 法人は、役職員が職務を執行するに当たり、法その他法令及び例規に違反する事由が発生した場合における違反した役職員に対する懲戒に関する例規その他の対応の指針をあらかじめ定めるものとする。

2 法人は、前項に規定する事由が発生した場合には、速やかに是正措置をとり、再発防止を図るものとする。

3 法人は、定期的な人事異動の確保、長期在職者の把握その他の業務の適正を確保するために必要となる人事管理の方針の整理に努めるものとする。

(法令遵守の推進等に関する事項)

第4条 法人は、法令遵守を推進するとともに、通報窓口の設置や通報者の保護などにより、健全で適正な法人運営の確保を図る。

2 法人は、法または他の法令、法人の定める例規に違反する事由が発生した場合には、速やかな是正措置をとり、併せて再発防止を図るものとする。

3 法人は、職員の適正な配置その他業務の適正を確保するために必要な人事管理に努めるものとする。

(緊急時における業務継続計画等に関する事項)

第5条 法人は、危機管理に関する指針の整備等により、業務運営に重大な影響を及ぼすと考えられるリスクへの適切な対応を行うものとする。

2 法人は、事故、災害その他緊急事態発生時における初動体制や対策本部等に関する事項を定めた計画の策定等により、緊急時における業務の継続を確保するものとする。

(理事の分掌に関する事項)

第6条 法人は、理事の分掌を決定し、これを公表するものとする。

(中期計画等の策定に関する事項)

第7条 法人は、中期計画及び年度計画の策定にあたっては、業務の評価結果を踏まえ、経営協議会及び教育研究評議会での審議を経て、理事会で議決し、決定するものとする。

(適正かつ効率的な業務の執行に関する事項)

第8条 法人は、役員及び職員の責任の明確化などにより、業務の円滑かつ適正な執行を確保するものとする。

2 法人は、契約事務に関する審査会の活用や随意契約の運用に関する方針の作成などにより、契約事務の適切な実施や契約事務における相互けん制の確立を確保するものとする。

3 法人は、所有する情報の閲覧権限を整理し、情報を体系的に保存することなどにより、適正かつ効率的な情報検索や業務執行が可能となる情報システムを整備するとともに、情報システムに係るリスクへの対応を適切に行う。

(研究に係るリスクの管理に関する事項)

第9条 法人は、研究倫理に関する指針や受託研究及び共同研究に関する例規、知的財産権の取扱いに関する例規の整備等により、内部けん制機能による研究費の適正管理や研究不正の防止、知的財産権の保護を図る。

2 法人は、特に厳格な規律を要する研究を実施する際のリスクの管理に努めるものとする。

(文書及び情報の適切な管理に関する事項)

第10条 法人は、文書管理及び情報公開に関する例規の整備等により、法人の意思決定に係る文書を適切に管理するとともに、情報公開請求に対して適切な対応を行う。

2 法人は、情報セキュリティポリシーの策定及び個人情報保護の例規の整備等により、情報漏えいの防止及び個人情報の適正な取扱いの確保を図る。

(監事監査に関する事項)

第11条 法人は、監事が行う監査（以下「監事監査」という。）に関し必要な事項を定

めた監事監査に関する例規の整備等により業務運営及び会計処理の適正を図る。

2 法人は前項の例規を定め、またはこれを変更する場合には、監事の意見を聞かなければならない。

3 法人は、監事監査の円滑かつ適切な実施のため、法及び第1項の例規に定める事項のほか、役員、監事及び会計監査人の意思疎通の機会の確保や監事の重要な会議への出席など必要な措置を講じる。

(内部監査に関する事項)

第12条 法人は、内部監査を担当する組織を設置し、内部監査を実施するとともに、内部監査の結果及び当該結果に対する改善措置状況を、理事長に報告するものとする。

第3章 業務委託の基準

(業務の委託)

第13条 法人は、定款第22条に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合には、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第14条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

第4章 契約の方法

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第15条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を、一般競争入札、指名競争入札または随意契約の方法により、締結するものとする。

第5章 その他業務執行に関し必要な事項

(外部資金の受入)

第16条 法人は、業務の遂行に資するため、寄附金その他の外部資金を受け入れることができる。

(施設等の貸付)

第17条 法人は業務に支障がない場合には、法人施設及び設備を法人以外の者に貸し付けることができる。

(役員の一部免除)

第18条 法人は役員及び会計監査人の損害賠償責任について、法第19条の2第4項に規定する要件に該当するときは、当該役員が賠償の責任を負う額から神戸市が設立する地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例（令和4年3月神戸市条例第38号）に定める額を控除して得た額を限度として、神戸市長の承認を得て免除することができる。

(雑則)

第 19 条 法人の業務に関し、必要な事項については、この業務方法書に定めるもののほか、法人の例規の定めるところによる。

附 則

この業務方法書は、神戸市長の認可のあった日から施行する。

附 則

変更後の業務方法書は、神戸市長の認可の日から施行し、2018 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

変更後の業務方法書は、神戸市長の認可の日から施行し、2022 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

変更後の業務方法書は、神戸市長の認可の日から施行し、2023 年 4 月 1 日から適用する。